

淀川水系流域委員会ダムWG 御中

2004 年 10 月 4 日

意見書

一水資源開発促進法に基づいて計画された丹生ダム・川上ダム建設工事を
直ちに凍結し、計画を白紙に戻すことを緊急提言することを求める一

近藤ゆり子
〒503-0875 大垣市田町 1-20-1
TEL/FAX 0584-78-4119

報道によれば、『琵琶湖・淀川水系で、国などが計画する5ダム事業の是非を検討している国土交通省近畿地方整備局の専門家会議「淀川水系流域委員会」が29日、大阪市であり、ダム作業部会が「利水目的でダム建設の必要性は容認できない」という見解を示した。』という（毎日新聞9／30）。

とすれば、水資源開発促進法に基づいて、水資源開発公団から衣替えした水資源機構が建設することとなっている＝水資源機構が事業者となっている丹生ダム・川上ダム計画はその法的根拠を失う（水資源促進法第1条・第12条／独立行政法人水資源機構法第12条1号／旧水資源開発公団法第18条）。

水資源機構が事業者となっている丹生ダム・川上ダムに係る全工事は、新たな河川整備計画において、中止する、あるいは基本計画を変更して（別目的で）なお建設する、のどちらかの結論が出るまで、完全に凍結するべきである。

淀川水系流域委員会に対して、近畿地整は繰り返し「工事を新たな段階に進めない」と説明してきたが、その間にも水資源開発公団－水資源機構は両ダム関連工事に携わり続けてきた。その「既成事実」が積み上がることで、ダムが中止しにくくなって行く。

昨年7月に出来た「独立行政法人水資源機構法施行令第18条～第42条」（いわゆる「撤退ルール」）につき、国土交通省河川局は「撤退しやすいルール」と説明する（03年8月11日－12日河川局治水課）一方、「具体的な数字は水資源機構（当時は水資源開発公団）しか把握していない」と言う。

そして水資源機構（当時水資源開発公団。以下「水機構」という。）は、「撤退に伴って余分にかかる費用の全てを撤退する利水者に負わせる（「撤退しにくいルール」）」と解釈する（03年8月11日水資源開発公団本社総務部総務課）。

これでは、結局「撤退しにくい数字」が利水者に提示され、負担者を変えたとしても「ダム建設続行」という結論に傾きやすい。

その典型的悪例が水機構・徳山ダム（総貯水量6億6000万トン＝浜名湖2杯分）である。

今年7月15日、木曽川水系徳山ダムの事業費大幅増額（＋960億円＝3500億円）の事業実施計画変更が国交省により認可された。

従前の事業費の97%を使い果たし、04年度概算要求では「はみ出してしまう」ことが明ら

かになった04年8月になって、水機構は「1010億円の事業費増額」を発表した。負担が増大する関係県市から批判が相次ぎ、調整がつかないまま年末までもつれ込んだ。予算編成を目前にして「960億円増額やむなし」を中部地整事業評価監視委員会（＊1）の「お墨付き」をもって予算要求をした。この「お墨付き」を与えた中部地整事業評価監視委員会の議論は「ここまでやってしまったから仕方がない」という以外の何も無かった。これではただただ「既成事実を積み上げた者の勝ち」である。このときは、さすがの財務省が「法的根拠に欠ける」として従前の事業費の枠一杯の予算しか認めなかった。

＊1：このときに中部地整は「治水計画の考え方」という資料を作成し、徳山ダムによる洪水調節を大きくする「治水計画変更案」を出した。これは、河川法改正直前の1996年6月に中部地建河川部・上総周平河川調査官（当時）が、市民団体の会合で「次に木曽川水系の治水計画を変更するときは、バックデータも示して、流域住民の皆様のご意見を聴きます」と言ったことに真っ向から反する。即ち河川法第16条の2の改正趣旨を逸脱する脱法行為である。

焦った中部地整・水機構は、2000年目標年の従前の木曽川フルプラン全部変更を急いだ。しかし、いかに数字を誤魔化して過大予測をしても徳山ダムの新規水需要は見込めず（相当な過大予測をしても長良川河口堰の水はなお『余る』）、国交省は「施設実力調査」なるまやか（＊2）でわずかな新規利水を作出し、大部分を治水容量に振り替えることで徳山ダム建設を認めるフルプラン全部変更を行った。結局、960億円の事業費増額分の大部分を「治水」という名目にする（繰り返すが事実上の河川法第16条の2の僭脱である）ことで、徳山ダムのトの字も知らない全国の納税者に負担をつけ回したのである。

＊2：近年の流況悪化により、木曽川水系の既設水源施設の「実力」が大幅な低下している、としている。計画策定時とは流況が大きく異なっていることは事実である。しかし

- ① 従来の計画策定の手法に新たな数字を入力しただけの計算結果「〇%」が、真の「実力」を反映してはいない。
- ② 計算の前提となる「馬飼50m³/Sルール」等の見直しが一切検討されていない。
- ③ 将来計画の確保水源の数字をこの唯一の「〇%」に切り下げて、新たな水源施設建設の理由とするのは、暴論である。
- ④ それほど流況が変化したら、治水計画における数字（基本高水流量等）も見直すべきなのに、木曽川水系（本川）では、河川法16条も16条の2も全く手もついでいない。

「はじめに徳山ダム建設ありき」と批判されても仕方がない手法である。

同じ轍を踏まないために、このダム作業部会で、「直ちに丹生ダム・川上ダムの全工事を凍結すべし」という緊急提言を近畿地整に対して行うべきである。

以上

＊1、＊2に関しては

徳山ダム建設中止を求める会・事務局サイト <http://tokuyama-dam.cside.com/> 内の「5月11日付け 木曽川部会への意見書」（富樫幸一岐阜大学助教授／伊藤達也金城学院大学教授／在間正史弁護士／近藤ゆり子）及びその後の「徳山ダム建設中止を求める会」の声明などを参照されたい。

※庶務注）個人情報の掲載については御本人の許可を得て掲載しております。